

プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関する
ワーキンググループ（第9回）

令和4年1月24日

【宋戸主査】 まだおいでになっていない構成員もおられるようでございますけれども、定刻でございますので、ただいまから「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ第9回会合」を開催いたします。

本日は夕方方の時間になりましたが、皆様お忙しいところをお集まりいただき、誠にありがとうございます。本日の会議につきましても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。

事務局より、ウェブ開催に関する注意事項について御案内がございますので、よろしくお願いいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局の消費者行政第二課、丸山でございます。

ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

本日の会合の傍聴者につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

次に、構成員の方々におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もオフにさせていただきますようお願いいたします。

御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。

発言する際には、マイクをオンにして映像もオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、いずれもオフに戻してください。接続に不具合がある場合は、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。

そのほか、チャット機能で随時事務局や主査宛てに連絡いただければ対応させていただきます。

本日の資料は、本体資料が資料1及び資料2、参考資料が1から参考資料6となります。

参考資料2については、前回の会合において構成員の皆様から事業者等に対して御指摘いただいた事項に対する回答をまとめたものになります。内容については、後日回答を受けたものも含めております。

注意事項は以上となります。

それでは、これ以降の議事進行は宍戸主査をお願いしたいと存じます。宍戸主査、よろしくお願いいたします。

【宍戸主査】 承知しました。それでは、議事に入ります。

本日は、資料1に基づき、事務局から今後の検討の進め方について御説明いただき、質疑応答を行います。

続きまして、資料2に基づき、事務局から電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正案について御説明をいただいた後、質疑応答を行います。

その後、何かあれば意見交換などをさせていただき終了とさせていただくというのが現在の段取りの予定でございます。

それでは、早速でございますが、資料1、今後の検討の進め方について（案）でございますが、事務局より御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。

皆様、資料1という「今後の検討の進め方について（案）」を御覧いただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、この線表ございますけれども、2021年9月にプラットフォームサービス研究会中間とりまとめがまとまった以降、このワーキンググループにおきまして、11月2日に事業者団体、事業者ヒアリングを行った上で、電気通信事業ガイドライン改正骨子（案）について御議論いただいております。また、12月1日に同じく事業者団体、事業者ヒアリングの後、11月2日にいただいた御意見を踏まえた電気通信事業ガイドライン改正骨子（案）への対応について御報告をさせていただきまして、御了解をいただいたところでございます。また、この12月1日に今後の取組の方向性についても資料を出して御議論いただいております。

本日でございますが、後ほど電気通信事業ガイドライン改正案につきまして御説明をさせていただいて、こちらで御了解をいただければ、電気通信事業ガイドライン改正案に対する意見募集を開始したいと考えておるところでございます。

今後でございますが、3月頃、また事業者団体、事業者ヒアリングを行いつつ、電気通

信事業ガイドライン改正案につきましてパブリックコメントを行った結果について御報告をさせていただき、御議論いただければと思っております。また、海外動向、プライバシーポリシー、ベストプラクティスの事例などについても御議論をいただければと思っております。

4月1日に、改正電気通信事業ガイドラインの施行が予定されているところでございます。このガイドライン施行後、事業者のモニタリング、また技術動向の把握、論点の整理などについて、御議論を進めていただければと思います。

資料1については以上でございますが、補足として参考資料5、参考資料6についても御説明をさせていただければと思います。

まず、参考資料5でございますが、今までの検討経緯につきまして簡単な御紹介でございます。

プラットフォームサービス研究会でございますが、こちらについては、2018年10月から開催されておりました、2020年2月に一度報告書を出されております。その当時から、赤字になっておりますが、「②利用者情報の適切な取扱いの確保」について御議論を進めていただいているところでございます。

また、この「②利用者情報の適正な取扱いの確保」の議論のために、まさにプラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループが開催されているということで、下の線表にもございますように、2021年3月から開催をされておりました、6回御議論いただき、その結果を踏まえて、同年7月8日に中間とりまとめ（案）を取りまとめ、意見募集を経た上で、同年9月18日に中間とりまとめとして取りまとめられているところでございます。

次のページ、御覧いただきまして、この中間とりまとめ（案）に対する意見募集でございますが、2021年7月17日から8月20日まで1か月以上かけておりました、28件、事業者、事業者団体、また個人の方から御意見をいただいております。

このように、オープンなプロセスの下で時間をかけて幅広く御意見を伺いながら検討が進められてきたというふうに考えております。

次、3ページでございますが、電気通信事業ガバナンス検討会との関係についてでございます。

電気通信事業ガバナンス検討会につきましては、デジタル社会の実現のために中枢の基盤として電気通信サービス・ネットワークが信頼され、安定的に提供されることが不可欠

という観点から、電気通信事業者におけるサイバーセキュリティ対策やデータの取扱いなどに係るガバナンスの確保の在り方を検証し、今後の対策を検討するために開催されてきているということで、昨年5月以降、16回の会合が開催されており、報告書（案）については、現在、パブリックコメントが実施されている途中でございます。

次のページ、4ページでございます。電気通信事業ガバナンス検討会の検討経緯でございますが、2021年8月26日の第7回会合において、プラットフォームサービスに関する研究会の中間とりまとめ（案）について、総務省から御報告をさせていただいており、内容については全てインプットされているということでございます。

また、同年12月14日の第13回会合でございますが、利用者情報の適切な取扱いの確保に向けた今後の取組の方向性についてということで、プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループにおいて同年12月1日に御議論いただいた資料を提出しているということでございます。

現在、パブリックコメントにかかっている電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）から、関係する部分について、簡単に御紹介させていただきます。参考資料6を御覧いただければと思います。

抜粋でございますが、「利用者に関する情報の外部送信の際に講じるべき措置ということでございます。図もございますが、利用者がアプリやウェブを利用しようとすると、アプリやウェブサイトには設置された情報収集モジュールやタグ等により、利用者の意思によらずに、利用者に関する情報である利用者の端末情報等が当該アプリの提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者やそれ以外の第三者に送信されている場合がある。

このような実態に対しては、利用者と直接の接点があるアプリ提供事業者やウェブサイト運営者等のサービス提供者が、アプリやウェブサイトにおいて、どのような情報取得や情報の外部送信を行うべきか、その必要性も含め検討し、把握した上で、取得や外部送信する情報の種類や用途などに応じて、利用者が理解できるように、利用者に対して確認の機会を与えることが必要であるとの指摘がある。」と記載されております。こちらの記載については、プラットフォームサービスの研究会の中間とりまとめの記載を受けたものでございまして、中間とりまとめにおきましては、取得する利用者情報の種類や利用目的などに応じて、利用者が理解できるように、通知・公表や、必要に応じた同意取得を行うというような記載もございます。

その後でございますが、例えばということで、「電気通信事業を営む者についても、利

利用者に対し電気通信役務を提供する際に、利用者の電気通信設備に記録された当該利用者に関する情報を利用者以外の者に外部送信を指令するための通信を行おうとするときは、原則として通知・公表を行い、もしくは利用者の同意を取得あるいはオプトアウト措置を提供することにより、利用者に対して確認の機会を与えることが確保できるようにすること等が考える。なお、この際、個人情報保護法における規律との整合性を考慮するとともに、関係業界団体における自主的取組についても尊重し、変革期にある業界の実態を踏まえた柔軟な措置を可能とすることが重要である。」と記載されております。

事務局からの御報告は以上でございます。

【宋戸主査】 小川課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明について御質問、あるいはコメントがありましたら、チャット欄で私にお知らせいただければと思いますが、いかがでございましょうか。

今後の進め方、それから追加で御説明いただいた経緯についてでございます。

まず、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 国立情報学研究所の佐藤でございます。おそらく、この後議論になると思いますが、小川課長から御説明いただいた電気通信事業ガバナンス検討会の方の資料についてです。我々、このワーキンググループでは、情報を取り扱うときに、利用者にとのように説明し同意を取るのかに関しては、通知だけではなくて、オプトアウトなどの、より強い手段をかなり議論させていただいたところです。このワーキンググループとしては、その立場というのは堅持しておくべきと思っております。

以上でございます。

【宋戸主査】 佐藤先生、ありがとうございます。

それでは、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も、このワーキンググループの議論の経緯からしますと、ここは通知・公表ということではなく、もう少し利用者にとってその選択ができるような、せめてオプトアウトができるようなことが良いのではないかと思います。特に、中間とりまとめにおいて、eプライバシー規則（案）を参考に法制度化を検討するということでしたので、そちらのほうが適切ではないかと思います。

それから、これは先々のことになるかもしれませんが、やはり電気通信事業を営む者だけではなくて、通信利用者の保護と通信の信頼の確保のためには、そのようなものを設置している全てのウェブサイト、外部送信の仕組みを設置している全てのウェブサイト、ア

プリについて、このような規制が及ぶべきであるということを申し上げておこうと思います。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

次に、板倉先生、お願いいたします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。シンプルな質問になるのですが、利用者情報の規律が入ったら、もう一度、電気通信事業ガイドラインを改正することになるのでしょうか。それとも、利用者情報は利用者情報で、また別のガイドラインということになるのでしょうか。今の時点で想定があれば教えていただきたいです。電気通信事業ガイドラインに入れるのであれば、電気通信事業ガバナンス検討会の方で、個人情報と利用者情報と通信の秘密の重ね合わせの表が出ていましたが、あの辺りの内容をかなり丁寧に書いていただかないと混乱すると思います。そういうのも含めて入れていただきたいです。また、前回の構成員意見を会議資料としていただいています、通信の秘密の規律との関係としては、行政指導用の文書も出ていますので、もう一度やるのであれば、全部まとめたいたほうが便利だろうとは思いますが。現時点での御見解があれば教えてください。

【宍戸主査】 ありがとうございます。一通りいただいてから事務局に御回答いただくことにしようと思います。

ということで、太田構成員、お願いいたします。

【太田構成員】 佐藤先生、森先生からお話あったように、通知・公表だけではなく、オプトアウトも、若しくは同意もというところで、このワーキンググループとしては、そのような主張をしていきたいと思っています。また、電気通信事業を営む者だけではないという、森先生のお話に賛成します。そして、先ほどの板倉先生のお話にも通じるかもしれませんが、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）はパブコメ中だと思うのですが、その後、その法案ができて、電気通信事業ガイドラインまで落ちていくというところで、このワーキンググループとはどのような関わりを持っていくのかについて質問させていただきます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、ここまで、板倉先生、太田構成員から御質問ありましたので、事務局、お願いできますか。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。貴重な御指摘多々いただき

まして、誠にありがとうございます。

現在、電気通信事業ガバナンス検討会として、先ほど述べさせていただいた内容につきましてパブリックコメントにかけているということでございまして、そのパブリックコメントの結果を踏まえまして、必要な制度整備などが検討されていくことが想定されるということになっているかと思っております。

そして、今後について、板倉先生の方からも御指摘をいただいたところでございます。今回、令和2年・令和3年個人情報保護法改正を踏まえたガイドライン改正案について御議論をさせていただくわけですが、それとはまた別トラックとして、現在電気通信事業ガバナンス検討会で議論をいただいて、今後制度化が検討されるという方向性の制度整備に関連した内容で、電気通信事業の個人情報保護や通信の秘密、また関連した利用者情報の取扱いに関するものなどについては、電気通信事業ガイドラインの方に一元的に盛り込まれていく方向になろうかと思います。

そちらについては、また制度整備のめどがついた段階で、別途御相談をしてみたいと思っております。今回の「今後の検討の進め方について（案）」の資料にはそこまでは入っておりませんが、また、ぜひ、このワーキンググループで御議論を賜ればというふうに思っておりますので、引き続き御指導いただければ幸いです。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございました。

それでは、時間もございますので、次のアジェンダに進ませていただきたいと思います。

資料2「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正案の概要」につきまして、事務局より御説明をお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の消費者行政第二課の小川でございます。

資料2を御覧いただければと思います。

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正案の概要でございますが、2021年11月2日及び同年12月1日に出了した骨子案、また御意見に対する考え方を踏まえたものとなっております。こちらについては、個人情報保護委員会事務局と緊密に連携して調整をしておりますが、詳細の説明は割愛いたしますが、こちらの具体的な内容として、参考資料3に電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの本文の改正案、また、参考資料4にこのガイドラインの解説の改正案についても添付をさせていただいておりますが、非常に大部になっておりますが、細部まで全て個人情報保護委員会事務

局にも御確認をいただいて調整済みのものになっております。

先ほど、電気通信事業ガバナンス検討会の検討経緯について御説明をさせていただいたところでございますが、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）は、2022年1月15日から同年2月4日までパブコメ中ということで、その後必要に応じ制度化が検討されるということになっております。そのため、対象となる情報の範囲、また情報の外部送信の部分につきましては、直接関わるところになりますので、制度化を待つ措置の方が良いということで、個人情報保護委員会事務局とも御相談をさせていただきました結果、今回は、直接関わる部分については開示しないというような整理となっております。今後、制度整備の内容が確定してから、電気通信事業ガイドラインでも導入した方が良いというような考え方でございますので、その点御理解をくださいますようお願いいたします。

それでは、内容に入っていきたいと思います。2021年11月2日に出させていただいた骨子と同じ部分も多くございますので、変わった部分、また確定した部分を中心に御紹介をさせていただきます。

まず、少し飛びまして、4ページまでおめくりください。「個人情報保護委員会のガイドラインの見直しに対応した改正項目と対応案（一覧）」でございますが、赤字のところが電気通信事業ガイドライン独自の記載でございます。追加したのが「⑫仮名加工情報の創設」の項目に、「通信の秘密に関する情報との関係について解説に追記。」ということをして、前回の骨子案の後追加しております。そのため、赤い部分が7か所ございまして、この7か所について、電気通信事業特有の事情を考慮した解説を追記しているということになっております。その部分を中心に、御紹介をさせていただきます。

6ページを御覧ください。

こちら、「②利用目的の特定」の項目でございます。赤字のところでございますが、「いわゆるプロファイリングが行われる場合」の分析でございますが、「特に、この分析により、2-4「要配慮個人情報の項目」（法第2条第3項関係）に相当する情報が生成される場合には、あらかじめ本人の同意を得ることが望ましい。これら情報について、本人の同意を取得することなく不必要に広告のセグメント情報として広告配信その他の行為に用いないようにすることが望ましい」というような形で確定をさせております。

それから、7ページを御覧いただければと思います。

こちら、漏えい等報告でございます。個人データ等の漏えい等の報告対象について、個人情報保護委員会とともに、個人情報保護委員会が法第147条第1項の規定により、報告

を受理する権限を所管大臣に委任している場合には、電気通信事業の場合には所管大臣が総務大臣となるため、その旨を追記しております。また、電気通信事業法第28条において、通信の秘密の漏えいが生じた場合の総務大臣に対する報告義務が定められているためその旨を記載しているということでございます。また、個人データの漏えいに該当する事例で電気通信事業に該当する事例として、「システムの設定ミスなどにより、回線解約対象者の個人データを含む登録情報が、同じ回線を引き継いだ利用者に関覧可能な状態になった場合」を追記しております。

それから、8ページを御覧ください。

「⑥越境移転時の本人説明の充実」でございます。

こちらについては変わっておりませんが、移転先の第三者が所在する外国が特定できない場合の本人への情報提供などの望ましい対応について、解説において記載するということ、また、「基準適合体制を整備している外国にある第三者に対して個人データを提供する場合には、提供の時点で、相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度の有無及び内容を確認するとともに、当該制度が存在し、それにより当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保の可否を適切かつ合理的な方法により確認しなければならない」旨、規定を追加」しております。

その他、委託先の監督のところでございますが、「外国にある第三者に委託する場合、委託元は、委託先を通じて外国において個人データを取り扱うこととなるため、委託先が所在する外国の個人情報の保護に関する制度などを把握した上で、委託先の監督その他の安全管理措置を講じる必要がある」旨を追記いたします。

それから、9ページ、御覧ください。

「⑦個人関連情報の第三者提供の制限」でございます。

まず、下の点々の囲みの中でございますが、個人関連情報の用語の定義のところにつきまして、事例を2つ追加しております。個人関連情報に該当する事例として、「ある個人の契約者固有IDやある個人の利用する情報端末に係る端末識別子」、それから「情報収集モジュール等を通じて収集された、ある個人のアプリケーションの利用履歴や利用者端末情報」を追記しております。

また、上のほうに戻りまして、その個人データとして取得することを「通常想定できる場合」に該当する例として、「提供元の個人関連情報取扱事業者である電気通信事業者が、高精度又は連続した位置情報等を提供する際、提供先の第三者において当該個人関連情報

を個人データと紐付けて利用することを念頭に、そのために用いるID等も併せて提供する
場合」という事例を記載しております。

次に、10ページ、御覧ください。

「⑨保有個人データの開示方法」でございます。

本人がオンラインにより保有個人データの開示請求をすることができるよう開示請求を
受け付ける方法を定めるということを、電気通信事業者による望ましい取組として解説に
明記をしております。

具体的に、事例として、11ページのほうに移りますけれども、「プライバシーポリシー
等におけるリンク先からオンラインにより保有個人データの開示請求を受け付けるととも
に、提供準備ができた段階で、本人に通知した上でオンラインより提供する方法」とし、
括弧書きで具体的な方法について事例を示させていただいております。

それから、12ページを御覧ください。

こちらが新たに追加したところでございますが、「⑫仮名加工情報の創設」の部分でござ
います。この解説でございますが、通信の秘密に関する情報が漏えいした場合は、電気
通信事業法第28条に基づく漏えい報告が必要であること、通信の秘密に関する情報は、通
信当事者の同意または違法性阻却事由がある場合を除き、取得・利用・提供を行うことが
できない旨を追記しております。併せて、仮名加工情報の作成の際に本人から同意を得て
いた場合であっても、第三者提供が禁止されている点に留意が必要ということを追記して
おります。

それから、「⑬域外適用拡大」の項目でございますが、前回御説明したところから大き
な変更はございません。既に電気通信事業法の域外適用の旨は明記されておりますが、こ
こに個人情報法の域外適用についての記載も追加するということと、電気通信事業に関する事
例を解説に追加するといったような内容でございます。

ここまでの、令和2年・令和3年個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護委員会ガイ
ドラインの改正に伴う改正項目でございます。

次に、利用者情報の適正な取扱いの確保に向けた改正の部分について、御紹介をさせい
ただきます。

16ページを御覧ください。

この6項目でございます。具体的に次のページから御説明をさせていただきます。

17ページでございますけれども、まず、「①個人情報保護管理者の設置」ということで、

電気通信事業ガイドライン本文の改正はございませんが、解説の部分につきまして、個人情報保護管理者につきましては、漏えい等事案の発生時に対応する必要があるということを追記しているということでございます。また、委託先の監査なども行う必要があるということについても追記をしているということで、内容の充実を図っています。

次に、18ページを御覧いただければと思います。

「②プライバシーポリシーの策定・公表」でございます。電気通信事業者が、「個人データ等の適切な取扱いを確保する上での考え方や方針」として、「プライバシーポリシー」を定めこれを公表することが適切であるということをガイドラインにおいて規定していくということでございます。

また、このプライバシーポリシーに記載することが望ましい項目として、現行電気通信事業ガイドラインの第14条第2項の解説に記載されているスマートフォン プライバシーイニシアチブを踏まえた8項目に関する事項及びデジタル広告市場の競争評価最終報告などを踏まえた事項について、電気通信事業ガイドラインにおいて追加記載をするということでございます。具体的には、この下の黄色い囲みのところの（i）から（viii）まで、また（ix）、（x）というところでございまして、スマートフォン プライバシーイニシアチブを踏まえた8項目、（ix）利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項、（x）委託に関する事項でございまして、こちらの項目案については、変更はございません。

それから、19ページでございます。

「③利用者にとって分かりやすい通知・公表及び選択の機会の提供」ということで、電気通信事業ガイドラインにおきましても、プライバシーポリシーの記載事項について利用者にとって分かりやすく示すことが適切であるという旨を記載するとしています。また、解説におきまして、この電気通信事業ガイドラインの記述を踏まえまして、電気通信事業者は、利用者が個人データなどの取扱いを理解した上で自らの判断により選択の機会を行使することができるように、プライバシーポリシーを分かりやすく示すことが望ましいということを記載しております。

具体的な良い事例として、※1でございしますが、分かりやすい表示の工夫である、階層構造であるとか、アイコン・イラストやジャストインタイムの通知、簡略版ユーザーガイドなどを示し、また、※2で、利用者が自ら内容を理解し選択する上で有用な工夫である、ポップアップによる同意取得やダッシュボードなどを示し、また、※3で、必要に応じて

ユーザーテスト実施であるとか、アドバイザリーボード、ステークホルダーとの対話が有用であるということを記載するという内容になっております。

それから、20ページ、御覧ください。

「④アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー」でございますが、電気通信事業ガイドライン本文については変更ございません。

解説のところでございますが、スマートフォン プライバシー イニシアチブの8項目に加えまして、改正電気通信事業ガイドラインで規定する事項の内容につきましても追記をするといったような形になっております。

それから次に、「⑤位置情報」のところでございますが、「位置情報については、個人データなどに該当するものについては、その適切な取扱いを確保する観点から、個人情報保護管理者を置くとともに、プライバシーポリシーを定め公表することが適切である」ということを記載する内容になっております。

次に、「⑥モニタリングの実施」でございますが、改正電気通信事業ガイドラインの第45条第2項におきまして、ガイドラインの見直しに必要な限度で、ガイドラインの遵守状況や電気通信事業者による情報の取扱いについて定期的にモニタリングを行う旨を規定し、モニタリングの具体的な項目については解説に記載するとしております。解説におけるモニタリング項目としては、プライバシーポリシーへの改正電気通信事業ガイドライン第15条第2項記載事項の掲載状況、利用者にとって分かりやすい示し方の工夫、利用者の選択の機会の提供状況、アプリに関するプライバシーポリシーの有無、アプリ提供サイトにおけるアプリ提供者への情報の取扱いに関する要請の状況等を記載をしております。

次に、通信の秘密に関する記載の明確化でございます。

21ページ、御覧ください。

この3項目が、通信の秘密について明確化のための記載の充実ということでございます。

具体的には、22ページを御覧ください。

【2-17 本人の同意 解説】でございますが、通信の秘密に該当する個人情報については、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意がなければ、有効な同意を取得したとはいえない旨を記載するとしております。それで、「個別具体的」とはということで、個別のサービスごとに、通信の秘密の取扱いについての同意であることを本人が具体的に認識した上で行うこと、「明確」とは、画面上のクリック、チェックボックスへのチェックや文書による同意など外部的に同意の事実が明らかであることということで、詳細は

「同意取得の在り方に関する参照文書」を要参照ということにしております。

それから、例外的に、契約約款などによる包括的な同意であっても、有効な同意と認めることがあるということで、事例を※のところでお示しをしております。

次に、23ページを御覧ください。

通信の秘密に該当する事項について、取得、保存、利用及び第三者提供が認められる場合として、正当業務行為を明記するとともに、正当業務行為及び緊急避難に該当するとし、これまで整理された事例等を追記をしております。正当業務行為としては、電気通信役務の円滑な提供の確保の観点から、業務の目的が正当であり、当該目的を達成するための行為の必要性及び手段の相当性が認められる行為である必要があるということで、具体的な事例を※に記載をしております。

また、緊急避難につきましては、①現在の避難を避けるため、②法益の権衡が図られる限りにおいて、他に採るべき方策なしに（補充性）を行った行為である必要があるということで、具体的な事例を※に記載しております。

最後、24ページでございますが、「③委託先の監督」ということで、通信の秘密に係る個人情報については、通信当事者の同意または違法性阻却事由がなければ提供してはならないことに留意する必要がある旨を解説に言及しております。

事務局からの説明は以上でございます。

【宍戸主査】 小川課長、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、質問、あるいはコメントがあれば、チャット欄で私に教えていただければと思います。

それではまず、佐藤先生、お願いいたします。

【佐藤構成員】 国立情報学研究所の佐藤でございます。小川課長、御説明ありがとうございます。

1点、確認に近いところなのですが、先ほど小川課長から、今回の出す方向性に関して、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）のパブコメなどの結果を待つというお話がありました。一部においてはそうなのだと思いますが、例えば利用者情報に関わるところで、現在ですと、通信が非常に多様化をしていて、いわゆるクッキーなどのタグに関わるような情報に関しても、通信の秘密と極めて強く関わるようになってきていると思います。

そうした部分というのは、電気通信の設備を扱う電気通信事業ガバナンス検討会というよりは、むしろプラットフォームサービスに関する研究会及びその下にあるこのワーキン

ググループで判断すべきところなので、こちらでの御議論というものが優先されて、今回の電気通信事業ガイドライン改正（案）に反映されるべきと思っております。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは次に、板倉先生、お願いします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。

1点は、域外適用のところですが、資料で申し上げますと、参考資料4の15ページ～16ページの辺りです。当然、個人情報の域外適用の話があるのですが、電気通信事業者が海外からサービスを提供する場合に届出しなければいけないように、一昨年の電気通信事業法の改正で入れたと思います。その内容との関係が分かりづらいので、参考資料4の16ページの「外国法人等にも本ガイドラインが適用されるものと考えられる。」と記載されている後に、「届出が必要な場合もある」ということは入れておいた方が良いと思いました。これは単なる提案です。

もう1つは、しつこくて申し訳ないのですが、なぜか総務省のガイドラインだけ、個人情報保護法のガイドラインであるにも関わらず、総務省単独名義です。それは、郵便分野や信書便分野もそうですので、何らかの考えがあってそうなっているのだらうと思いますが、さらに利用者情報の話が入り、総務省単独名義となると、電気通信事業ガイドラインを読む事業者は、個人情報保護法の解釈部分は、個人情報委員会がオーソライズしているのかしてないのか分からず、心配ですので、何らかの行政組織法的な考え方があってそのようになっているのであれば、なぜ単独なのかを前文等に記載しておいたほうが良いと思いますし、もし個人情報保護委員会のクレジットを載せられないのであれば、個人情報保護法の解釈部分は、個人情報保護委員会が問題ないと確認していると記載していただかないと、事務的な観点から、事業者はやはり心配なため、整理をお願いしたいと思います。私としては、どうしたら良いというところまでは別にないのですが、平成27年個人情報保護法改正の際からずっと謎で、いまだによく分からないため、何かしてほしいというのが希望です。

以上です。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは次に、森先生、お願いいたします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。

1点だけなのですが、資料2の6ページ「②利用目的の特定」のところで、新たに、プロファイリングが行われる場合として、いわゆる個人情報が生成される場合にはあらかじめ本人の同意を得ることが望ましいということで、「望ましい」ということなので、その「生成」される場合には「取得」ではないということが前提となっていると思います。これは、2021年9月に改正された個人情報保護委員会Q&Aでの共同利用だったかのところでも、そのような記述があったかと思いますが、しかし、「生成」が「取得」に当たるかというのは、結構前から議論があったと思いますが、もう「取得」には当たらないということがファイナルアンサーなののでしょうか。私がキャッチアップできていなくて申し訳ないのですが、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

一通り伺ってから、事務局に御回答いただくことにしたいと思います。

それでは、沢田構成員、お願いします。

【沢田構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

今の「生成」と「取得」の話は、私もお聞きしたいなと思っておりました。

元々言おうと思っていたことはそこではなくて、問題意識としては板倉先生の御指摘と近いような気もします。毎回同じようなことを申し上げて申し訳ないと思っていますし、内容には特にこれ以上異論はないのですが、やはり適用関係が気になっています。前回、小川課長に御説明いただいて、電気通信事業法第164条第1項第3号の事業者も、電気通信事業ガイドラインの名宛人だと理解いたしました。

そうであるとしたら、お願いしたいことが2点あります。繰り返しになってしまうのですが、1点目は、第3号事業者と言われる事業者は一体どのような事業者かということ、電気通信事業法の独特の用語で説明されても分からないため、普通の日本語で分かるように説明していただきたいということです。

もう1点は、自社に電気通信事業者法がかかると思っていない事業者も結構いて、そのような事業者は、個人情報の取扱いについては個人情報保護法しか見ていない場合も多いと思います。そのため、電気通信事業ガイドラインと個人情報保護法との関係というか、どこが違うのか、差分のところを分かるようにしてほしいという要望です。今回の資料2の後ろの方に参考として記載をしていただいているのは、大変ありがたいと思いました。

さらに言うと、この第3号事業者が含まれる理由として、現行の解説の中に、通信の秘密がかかっており、個人情報保護の必要性に差はないという記述があったかと思いますが、

通信の秘密と個人情報保護は別々の法益だとこれまで説明されてきたところ、個人情報保護の必要性は電気通信事業に限らないと思いますので、本来は、先ほど何人かの先生がおっしゃっていたように、全ての事業者を対象に考えるべきです。先ほどからどちらの検討会でというような話が出ていましたが、規制を受ける事業者側からすれば、むしろ個人情報保護法で一元的に規律してもらった方が良いと思います。

しかし、個人情報保護法は色々やらなくてはいけないことがあるので、すぐには難しいとしたら、このワーキンググループにおける先生方の御議論は大変参考になる貴重なものだと思いますので、むしろ個人情報保護委員会で今後3年ごとに見直される検討に当たって取り入れていただければ良いと個人的には思います。

電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）では、「個人情報保護法における規律との整合性」と記載されているのですが、「整合性」というよりは、むしろ1つに、どちらかという個人情報保護法の方に寄せてもらった方が、事業者としては守りやすく、あっちこっち見なくて済むのでありがたいのではないかと思います。ただし、もちろん通信の秘密のところは別立てで考える必要があり、電気通信事業特有のところは残ると思います。コメントは以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

次に、太田構成員、お願いします。

【太田構成員】 ありがとうございます。

変わらないところへの質問なのですが、電気通信事業ガイドラインの解説の新旧対照表（参考資料4）の94ページですが、「アプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシー」というところで、ウェブサイトを対象にする、しないといった、そのような話というのは、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）パブコメ結果等も踏まえてということなのだと思うのですが、一般的に僕の理解では、このアプリケーションソフトウェアに係るプライバシーポリシーというのは、いわゆるスマホアプリが対象になっていると理解をしています。ただ、ここの書き方を見る限り、スマホアプリだけではなくて、ウェブアプリケーションも、このアプリケーションソフトウェアに含まれるように読めると思います。ここに書いてある内容を踏まえると、スマートフォンだけではなくて、PCのアプリケーション及びウェブのアプリケーションも対象になるようなことを記載した方が良いのではないかと思います。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

次に、寺田構成員、お願いします。

【寺田構成員】 JIPDECの寺田でございます。

概要（資料2）の9ページです。個人情報情報に関するところなのですが、内容が微妙に矛盾していると感じたので、高精度又は連続した位置情報、これはそのまま特定の個人を識別できる場合もあれば、そこまでいかない場合もあるという、微妙なタイプのものなのですが、このタイプのものを第三者に提供する場合、1つ問題にあるのは、別にIDが付いていなくても個人情報になる場合があり得るというか、実態としてそういったことというのは結構行われているので、ここでID等があることを前提にしているというのは、少し狭く持っていき過ぎたという気がしています。

今の段階ですぐにこれをというところまではいかないかもしれないですが、この辺も是非検討していただきたいと思います。そもそもIDがなくても、個人情報情報というのは、高精度なものになると特定の個人を識別できるパターンがあり得るということは念頭に置いていただきたいと思いました。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

次に、高橋構成員、お願いします。

【高橋構成員】 高橋克巳です。

私からも、利用者保護をやっていきましょうというコメントになります。広い意味でいうと、議題1で言うべきでしたし、狭い意味でいうと、先ほどの板倉さん、沢田さんの発言にインスパイアされたようなものになります。

それで、結局我々のワーキンググループの特色として、色々なヒアリングをやり、技術調査をやったということは非常に大きいと思います。そこで分かることというのは、利用者の理解を超えるデータ処理が行われているということですよね。

ですから、そこにまず光を当てたということが、我々の活動として大事ですので、電気通信事業ガイドラインの位置付け論や対象範囲論がありますので、是非そこをきちんと整理した上で、実質的な利用者保護ができるように引き続き取り組んでいただきたいということです。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

石井先生、お願いいたします。

【石井構成員】 すいません、石井です。

今さら質問するような内容ではないかもしれないのですが、電気通信事業ガイドラインの中で「適切である」という表現を、どのように理解すべきかというところについて、今後検討した方が良いと思っています。電気通信事業ガイドラインの「プライバシーポリシーの策定・公表」のところで、「適切である」という表現が使われていますけれども、電気通信事業ガバナンス検討会の報告書（案）で、利用者情報の外部送信を行うときには、「原則として通知・公表」という書き方になりましたので、情報をどのように透明性を高めていくかということが、今後重要になってくると思います。プライバシーポリシーの記載事項の中にも、利用者の選択の機会の内容ですとか、データポータビリティに係る事項といった項目が入るようになってくるということで、プライバシーポリシーに何を書くかということが非常に大事になってくると思うんですけれども、電気通信事業ガイドラインの位置付けですと、「しなければならない」とか、「してはならない」と、それ以外の分け方になっていて、「適切である」とか、「努めなければならない」とか、「望ましい」とか、そのような表現が使われ、別の表現が使われています。書き分けですとかニュアンスの違いですとか、そういったものがあるのかどうかというところを、もう少し理解できるようにしていただけると助かると思いました。少し意味合いが違うかというところを教えてくださいと思います。よろしくお願いします。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

それでは次に、古谷構成員、お願いします。

【古谷構成員】 ありがとうございます、古谷です。

ひょっとしたら皆さんのおっしゃっていることと大分重なるかもしれないのですが、今私たちはどこを議論していて、どこを今後やらなくてはいけないのかというのが、少し見えなくなっているというのをずっと感じています。そもそも、このワーキンググループのミッションは何だろうと考えたときに、利用者情報というところで、例えば電気通信事業法であったり、あるいは個人情報保護に、幾つか規律があるわけですが、利用者情報という大きな枠の中で見たときには、事業者のビジネスの実態と消費者の実態とを踏まえた上で、何を規律しなければならないのかということではないでしょうか。色々な規律がなされていて、電気通信事業ガバナンス検討会でもあったように、これが十分できていなかったということであれば、つまり残された課題があるわけですね。そういったとこ

ろを整理しておかないと、いわゆる全体の制度設計というのが望ましい方向ではないかと思う。

これは、私がきちんと理解できてないということでもあるのかもしれないのですが、場合によっては、議論が詳細というか細かくなったりすることもあるので、全体像の中で、今どこの議論になっていて、どこに課題が残されているかというところを踏まえないと、やはり個々の議論もなかなかできないなと思っております。毎回でなくてもいいので、全体の中の位置付け、あるいはミッションの中での今の位置付けというのを、簡単にでも示していただくと良いと思っております。

電気通信事業ガイドラインの話ではなくて恐縮です。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。この辺は主査の不手際でもございますので、心したいと思います。

それでは次に、小林構成員、お願いいたします。

【小林構成員】 ありがとうございます。

最初の論点、資料1にも関係するところに戻る部分もあるのですが、やはり今回私としては大きかったのが、情報収集モジュールや外部送信の部分について先送りされたところ です。

これについては、電気通信事業ガバナンス検討会の方での結論も踏まえて、また一体的に検討するという、それはそれで賢明な御判断だったとは思いますが、利用者保護ということを考えたときに、これは先ほどの沢田構成員の御発言とも関連するのですが、実は個人情報保護法と電気通信事業ガイドラインでは、取得者というものの位置付けが、情報収集モジュール設置者なのか、それともウェブサイトの管理者なのかというところで、逆向きの結論になっています。これは非常に紛らわしいのではないかという意見もあると思うのですが、私としては、実は個人情報保護法は非常に対象が広いので、一律にすごく分かりやすい明確なルールというものをユニバーサルに考えていくというものであるのに対して、電気通信事業分野ならではの 이슈 だというふうに捉えるならば、やはり電気通信事業分野は、このようなところをきちんと手当てできる、それは利用者視点で手当てができるというもので、ここについては必ずしもどちらかに統一するというものではなくて、電気通信事業分野のガイドラインとしての意義を発揮いただければなというのが思いでございます。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました、生貝先生、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。

簡単に2点ほどでございます。

1点目は、先ほど板倉先生からも御指摘をいただいたような個人情報保護委員会との関係性というのが大変重要なのだろうと思っています。特に、やはりこういった個人データ保護と通信プライバシー、非常にオーバーラップする部分について、どのように当局間の関係性があるべきかというところについては、御言及いただいているeプライバシー指令や規則の議論の中でも様々されているところでございますので、そちらも参照しつつ、しかるべき在り方を考えていく価値があるのだろうと思っております。

それから2点目につきましては、これは前半の議論にどちらかというところと近いですけれども、やはり今回外国法制という意味ですと、eプライバシーというのはもちろん重要なのですけれども、このワーキンググループでも何度か申し上げましたとおり、今特にヨーロッパの方を見ますと、やはりプラットフォームサービスにおける利用者情報の取扱いという意味では、途中で並行して審議が進んでいるデジタルサービス法案の規律というのが大変重要になってきているところです。その中では、特にデジタル広告と関わる場所でも、やはり青少年の特別な保護の扱いでございますとか、あるいはダークパターンの扱いでございますとか、かなり議論の蓄積と、そして新しい規律の在り方というのが含まれるようになってきている方向です。まさに、デジタルサービス特有のリスクと、それに従った対応の在り方というものを考えるに当たって、特に今後の議論というところで、別途電気通信事業ガバナンス検討会で検討いただいている、巨大なプラットフォーム様に対する規律の在り方というところはもとよりでございますけれども、広く参照していただくと良いのかなと改めて考えているところです。

以上でございます。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

一通り、構成員の皆様から御意見を伺いました。その中には、まさに今後のこのワーキンググループとしての議論の進め方について御議論いただいたものもあれば、今ここにお示しをいただいている電気通信事業分野における個人情報保護ガイドラインの改正（案）固有のものも含まれております。

本日、時間でございますので、その改正（案）に関わるものとして、板倉委員から御指摘あった個人情報保護委員会との関係性について電気通信事業ガイドラインで何らか、あるいは解説等で記載することはできないのかという問題。それから、森構成員のプロファイリングの生成・取得問題。太田構成員からいただいた、プライバシーポリシーのスマートフォン等の関係。それから4つ目、石井先生から御指摘のあった「適切である」という表現は使い分けがあるのかという点。最後の点については、「1-1 目的」のところに、ある程度記載はあるようにも思いますけれども、まず、この4点を中心に、それ以外のことについても、可能な範囲で事務局より御回答いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【小川消費者行政第二課長】 事務局の小川でございます。大変貴重な御意見を多くいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、板倉先生からも御指摘があったことで、生貝先生からも、その後大きな視点としては御指摘いただいておりますが、電気通信事業ガイドラインの作成者をどうするのか、個人情報保護委員会との関係でございます。先ほども御説明をさせていただきましたように、今回もこの電気通信事業ガイドラインの文面については、個人情報保護委員会事務局に中の文言も含めて全て御確認をいただいているところでございまして、非常に緊密に連携をさせていただいているというふうには認識をしているところでございます。

これを、どういう形でお示しをすれば良いのかということにつきましては、また個人情報保護委員会事務局とも御相談をしなければならないと思っております。もともと電気通信事業ガイドラインへの平成27年個人情報保護法の改正法の施行をする際に、電気通信事業ガイドラインは総務省の名義だけれども、個人情報保護委員会事務局が全て内容について御確認をするというような整理になったというふうには承知しているところではございますが、個人情報保護委員会としっかり連携していることが今後も示せるようには検討してまいりたいと思います。

それから2つ目でございますけれども、この「生成」か「取得」なのかどうかについては、個人情報保護法のまさに解釈にもよるところだと思いますので、こちら、有権解釈としては、個人情報保護委員会がお持ちですので、個人情報保護委員会の御判断に委ねたいと思います。

それからあと、太田様からいただいた3つ目のアプリプライバシーポリシーでございますが、基本的にはスマートフォンのプライバシーポリシーを想定して今まで策定している

というところではございますので、今後ウェブアプリも入れるかどうかということについては、今回は間に合いませんけれども、今後の論点として御指摘いただいたということで受け止めたいと思います。

それから、石井先生からの御指摘でございますけれども、透明性を高めていくことが非常に重要で、プライバシーポリシー、特に分かりやすい形での利用者にお知らせをしていく、また、利用者に御判断いただけるように情報をきちんと提供していくということは非常に重要だというのは、もう全く御指摘のとおりだというふうに認識をしております。このプライバシーポリシーのところが「適切である」と書いてあって、「望ましい」という記述とどう違うのかという御指摘でございますが、過去のものを全部調査できているわけではないのですが、やはりプライバシーポリシーの記載というのは、従来からこのガイドラインにあるところでございまして、プライバシーポリシー、この透明性というのが重要だということを鑑みまして、気持ちとしては、望ましいというよりも、少し適切であるということで気持ちが入っているというところだとは思いますが。ただ、現在のところでは、あくまでも電気通信事業ガイドラインに基づく望ましい措置として書かれているという形になっております。

今後、電気通信事業ガバナンス検討会などにおきまして、もしこの利用者に対する情報を、どういったものを公表するかということが制度化をされていくことになった場合には、法令に基づく義務として記載をするということで、記載についても位置付けを見直すという可能性はございますが、現段階においては望ましい措置として書いているということで御理解をいただければと思います。

雑駁でございますが、以上でよろしいでしょうか。

【宍戸主査】 ありがとうございます。

それでは、個人情報保護委員会事務局様、お願いできますでしょうか。

【赤阪参事官】 個人情報保護委員会事務局でございます。

「生成」と「取得」の関係でございますが、昨年、個人情報保護委員会として令和2年個人情報保護法改正に伴うガイドラインの改正案についてパブコメを行っております。そのときのパブコメで頂いた御意見に対する回答の中で、「生成」は「取得」に当たらないという旨の回答をしております。プロファイリングとは少し違う文脈での御意見に対する回答ではありましたが、「生成」と「取得」の関係につきまして、そのような見解を示させていただいているところでございます。

以上でございます。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

板倉構成員、お願いいたします。

【板倉構成員】 ありがとうございます。小川課長からも、御返事ありがとうございます。

しつこくて恐縮ですが、やはり個人情報委員会も了承している解釈だということは、電気通信事業ガイドラインの前文に書いていただきたいのです。これは平成27年個人情報保護法改正のときから本当によく分からないのです。総務省と経産省のガイドラインだけ単独なのです。金融庁や厚労省のガイドラインは個人情報保護委員会と連名なのです。厚労省のガイドラインは、事業所管大臣にもなってないのにも関わらず連名なのです。この関係がぐちゃぐちゃなまま、私は割と重要なぐちゃぐちゃだと思うのですが、平成27年度から7年ほったらかしたわけで、やはり駄目だと思うのです。関係省庁連絡会議でも開いて、正確に必ずまとめていただきたいと思います。

理由もよく分からないです。そういう整理になりましたという話で、別に、当時、小川課長が整理したわけではないかもしれないですが、やはり納得いかないのですよね。個人情報保護委員会がきちんと認めた解釈ですと書くか、一番シンプルなのは全部連名にしたいだと思います。できないのだとしたら、なぜかというのを是非整理して、皆さんで、経産省や金融庁や厚労省も含めて出していただきたいと思います。

以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。この点については、先ほど来、今後の検討の進め方についても幾つか御提案がありましたので、事務局で引き取って御検討いただきたいと思います。

この点も含めて、差し当たり、現在事務局より御提示いただいている電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン改正（案）については、この内容で、ひとまずこのワーキンググループとしては了承をし、意見募集をかけ、広く御意見を伺い、そのしかる後に、今、板倉委員が御指摘いただいた件も含めて改めて整理させていただいて、このワーキンググループで議論するということとさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、全体を通じての御意見等はもう既に十二分にいただいているかと思いたすの

で、今のように進めさせていただくということで、事務局、よろしいでしょうか。

【小川消費者行政第二課長】 はい。貴重な御意見ありがとうございます。今後の個人情報保護委員会との関係も含めまして、課題として受け止めましたので、また御相談をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【宋戸主査】 それでは、引き続き御議論をいただくということにして、まずはパブコメにおいてどのような御意見が返ってくるか、あちこちからいろいろ御意見をいただけることを楽しみにしております。

それでは、事務局より連絡事項があればお願いをいたします。

【丸山消費者行政第二課課長補佐】 事務局です。宋戸主査よりありましたとおり、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの改正（案）については、速やかに準備の上、事務局で意見募集手続を行ってまいります。

次回会合につきましては、また御案内をさせていただきます。

事務局からは以上です。

【宋戸主査】 ありがとうございます。

これにて本日の議事は全て終了となります。以上で、「プラットフォームサービスに関する研究会 プラットフォームサービスに係る利用者情報の取扱いに関するワーキンググループ」の第9回会合を終了とさせていただきます。

夜になってしまいましたが、お忙しいところ御出席いただき、短い時間でしたけれども、貴重な御意見、御発言をいただきありがとうございました。これにて散会いたします。